

令和7年度インバウンド誘客における戦略策定支援委託業務 業務仕様書

1 業務の目的

2024年の訪日旅行者数は過去最高を記録しており、多くの都道府県ではコロナ前と比較し、外国人延べ宿泊者数が増加しているが、三重県においてはコロナ前の水準まで戻っていない。

また、訪日旅行者の誘客プロモーションを進めていくにあたっては、オーバーツーリズム対策等も念頭におきながら、ターゲット層を設定して戦略的に行っていく必要がある。

本委託業務は、県内観光関係者等へのヒアリングや、インバウンドに関するデータ収集・分析等を実施し、三重県が策定するインバウンド誘客における戦略の策定支援を行うことを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

3 業務内容

三重県で今年度策定を予定しているインバウンド誘客戦略で活用するデータの収集や、戦略の素案を作成するため、関係者へのヒアリングやデータ分析等、その他効果的であると考えられる調査方法を用いて、三重県のインバウンドの現状を把握するための調査を概ね以下の内容で実施し、報告書に取りまとめること。

（1）三重県が実施するインバウンドに関するアンケートの集約・分析

- 三重県が県内観光関係者に対して実施するインバウンドに関するアンケートの集約・分析を実施すること。
- アンケートは6月下旬に三重県が発出し、7月中旬を目途に回答依頼を行う。その後、回収したアンケートデータを受託者へ提供するため、データに基づき、集計作業（単純集計・クロス集計）を行い、当該結果を図表にとりまとめ、8月末までに三重県に共有すること。
- アンケートは、三重県から約200者の県内観光関係者へ送付し、質問数は10問程度と想定すること。
- アンケートの設計に際しては、三重県からの求めに応じ、受託者は県内の観光調査にかかる知見に基づき助言を行うこと。

（2）インバウンドに関する基礎データの集約・整理

- 三重県がインバウンド誘客戦略を策定するにあたり、政府機関や国際調査機関、JNTO等が公開しているデータや既存レポート等を活用し、必要となる基礎データを収集して整理すること。

下記のアとイについては、受託者が提案した基礎データについて収集、整理することとし、ウとエについては、上記業務に加え、三重県が指定する業務も実施する

こと。なお、有益であると考えられる基礎データについては例示として以下のものが挙げられ、(3) で集約するヒアリング結果を定量的に裏付けられるデータが望ましい。

ア 諸外国の状況

- ・ 国別の人口、1人あたりGDPの推移、経済動向等の見通し
- ・ 訪日旅行者の意思決定プロセス（訪日旅行手配時期や影響を与える媒体）等

イ 日本の状況

- ・ 国別の宿泊者数の推移、見通し
- ・ 外国人旅行者の国内移動ルート、周遊ルート
- ・ オーバーツーリズムの状況、対策 等

ウ 三重県の状況

- 有益であると考えられる基礎データ
 - ・ 国別の宿泊者数の推移
 - ・ 観光地ごとにおける国籍別訪問者数
 - ・ 海外における三重県の認知度 等
- 三重県が指定する業務
 - ・ 三重県が過去に実施した調査の結果や既存で有するデータについて、調査横断的に示唆を整理・体系化すること。使用する調査の結果は、5～6件程度とし、内容を受託者と協議のうえで提供することとする。
 - ・ 上記業務においては、受託者独自に保有する三重県の観光産業等に関する知見（レポート、データ等）を提供することを前提とし、三重県の過去調査と、受託者の独自調査を合わせた情報を整理・体系化すること。

なお、今年度三重県にて以下の調査を実施するため、契約締結後に業務の進捗状況を踏まえながらデータを情報提供することができる。

- ・ 県内宿泊施設に対するインバウンドの受入状況実態調査
- ・ 位置情報を活用した人流データ
- ・ クレジットカードの決済情報をもとにしたインバウンド消費動向調査

エ 近隣府県の状況

- 有益であると考えられるデータ
 - ・ 近隣府県でインバウンド誘客に成功している府県の現状、取組 等
- 三重県が指定する業務
 - ・ 収集したデータをふまえ、三重県の状況との差分を明らかにし、課題や施策案を整理すること。

(3) 県内観光事業者へのヒアリング、取りまとめ

- （１）の結果をふまえ、県内の観光関係者に対して少なくとも 10 者以上、インバウンド誘客の現状に関するヒアリングを行うこととし、最終的なヒアリング数は三重県と協議のうえ決定する。なお、県内観光関係者へのヒアリングは、三重県も同時進行で行うとともに、他のDMO等でも実施する可能性があるため、重複等がないよう三重県と調整したうえで実施すること
- ヒアリング項目は三重県と協議のうえ、決定すること。
- ヒアリング方法はヒアリング対象先の対応負荷もふまえて検討すること。
- 三重県が収集したヒアリングデータも含め、収集したデータの集約、分析を行うこととし、10 月末までに完了すること。

（４）調査結果をふまえた報告書の作成

- 一連の調査結果を踏まえ、外部環境の状況・動向や、本県の持つ強み・弱みを整理し、市場可能性の展望や、取組の方向性を示唆する情報を取りまとめるとともに、三重県として注力すべきと考えられる国、地域を仮説的に提示すること。
- 上記注力すべきと考えられる国、地域からの三重県への訪問者数や認知度等をふまえ、取り組むべき取組施策を提示すること。
- 本業務で得られた成果は、次年度以降の政策立案に活用されることを前提とし、調査の網羅性及び再現性に配慮すること。
- 11 月中旬までに、それまでの調査結果をふまえた中間案を提出すること。
- なお、調査結果の報告に際しては、三重県担当部署との意見交換を実施するなどし、三重県がインバウンド誘客の戦略を検討するための補助的役割を担うこととする。

（５）その他

- （１）から（４）以外に効果的であると考えられる調査・分析等があれば、予算の範囲内で実施すること。
- 本業務の実施においては、三重県の担当部署と連絡を密にとりながら、適宜、情報共有を行うこと。

4 報告書の提出

下表記載のスケジュールにより、報告書を提出すること。なお最終報告書については、本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書の電子データに加え、印刷物を 2 部提出すること。

（１）報告書記載事項、納品期限

下表のとおり

納入を求める成果物	形式	納品期限
アンケートの集計結果	A4 版（word, excel, pdf 等）	8 月 29 日（金）
基礎データの集約結果	A4 版（word, excel, pdf 等）	9 月 30 日（火）
ヒアリング調査結果	A4 版（word, excel, pdf 等）	10 月 31 日（金）
中間報告書	A4 版（word, excel, pdf 等）	11 月 19 日（水）
最終報告書	A4 版（word, excel, pdf 等）	3 月 19 日（木）

(2) 提出先 三重県観光部海外誘客課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

7 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 障がい理由とする差別の解消と推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(6) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(7) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託

者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(8) 留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県観光部海外誘客課 担当 赤塚、堀切

電話：059-224-2974

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp

以 上